改正前

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一 般廃棄物処理計画」という。)を定め告示するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。

(一般廃棄物の自己処理)

法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努める とともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物 を適正に分別し保管する等、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力するものとす る。

(一般廃棄物の処理区分)

- らないよう処理するため、一般廃棄物のうち家庭ごみについては、市が収集、運搬及び処分 をするものとし、事業所ごみについては、事業者が自らの責任において、収集、運搬及び処 分を行わなければならない。ただし、一般廃棄物のうち、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみの処 理については、富良野広域連合廃棄物処理条例(平成21年富良野広域連合条例第15号)の定 めによる。
- 2 前項の家庭ごみとは、家庭生活に伴って家庭から排出される廃棄物をいい、事業所ごみと は、事業活動に伴って事業所から排出される廃棄物をいう。

改正後

(一般廃棄物処理基本計画)

- 第8条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき、**富良野市**一般廃棄物処理基本計画(以下 「一般廃棄物処理基本計画」という。)を定め告示するものとする。
- 2 一般廃棄物処理基本計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。 (一般廃棄物の自己処理)

第9条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物のうち、生活環境の保全上支障のない方 第9条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物のうち、生活環境の保全上支障のない方 法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努める とともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理基本計画に従い当該一般廃 棄物を適正に分別し保管する等、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力するものと する。

(一般廃棄物の処理区分)

- 第10条 一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境に支障とな 第10条 一般廃棄物処理基本計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境に支障 とならないよう処理するため、一般廃棄物のうち家庭ごみについては、市が収集、運搬及び 処分をするものとし、事業所ごみについては、事業者が自らの責任において、収集、運搬及 び処分を行わなければならない。ただし、一般廃棄物のうち、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ の処理については、富良野広域連合廃棄物処理条例(平成21年富良野広域連合条例第15号) の定めによる。
 - 2 前項の家庭ごみとは、家庭生活に伴って家庭から排出される廃棄物をいい、事業所ごみと は、事業活動に伴って事業所から排出される廃棄物をいう。

(家庭ごみの分別排出等)

第11条 家庭ごみの排出者は、<mark>規則</mark>に定める家庭ごみの分別区分に基づき排出するものとす 第11条 家庭ごみの排出者は、一般廃棄物処理基本計画に定める家庭ごみの分別区分に基づ る。

- 搬すべき場所及びその運搬の方法並びにその他必要な事項を指示することができる。
- 3 前項の粗大ごみ及び多量のごみの量は、1日の排出量が20キログラム又は0.25立方メー トル以上のものをいう。ただし、第1項の規定に基づく排出が困難なものについては、粗大ごみ 又は多量のごみとみなすことができる。

(粗大ごみ**及び多量のごみ**の処理手数料)

第12条 前条第3項に規定する粗大ごみ及び多量のごみを市が収集、運搬及び処理する場合の | 手数料は、別表に定めるところによる。

(市が処理する事業所ごみ)

- によるものとする。
- するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により事業所ごみを処理しようとする者について、当該事業所ごみ | を運搬すべき場所及びその運搬の方法並びにその他必要な事項を指示することができる。

(事業所ごみの処理手数料)

第14条 事業所ごみを市が処理する場合の手数料は、第12条に規定するごみ処理手数料の額 第14条 削除 以下条数を繰り上げる。 とする。

(家庭ごみの分別排出等)

き排出するものとする。

(粗大ごみの処理手数料)

第12条 前条に規定する家庭ごみのうち、粗大ごみを市が処理する場合の手数料は、別表に定 めるところによる。

(市が処理する事業所ごみ)

第13条 市のごみ処理施設で処理できる事業所ごみは、<mark>規則</mark>に定める<mark>事業所ごみの分別区分 | 第13条</mark> 市のごみ処理施設で処理できる事業所ごみは、一般廃棄物処理基本計画に定める事 業系一般廃棄物及び市が指定する産業廃棄物に限る。

- 2 前項の規定により事業所ごみを処理しようとする者は、自らの責任において運搬及び排出 2 前項の規定により事業所ごみを処理しようとする者は、自らの責任において運搬及び排出 するものとする。
 - 3 市長は、前2項の規定により事業所ごみを処理しようとする者について、当該事業所ごみ を運搬すべき場所及びその運搬の方法並びにその他必要な事項を指示することができる。

(事業所ごみの処理手数料)

別 表

備考

- 基礎単位の量とみなして計算する。
- 2 別表の各号の分類により難いものについては、その形状、体積、重量等を勘案し、類似する ものの区分による。
- 3 1日の排出量が20キログラム又は0.25立法メートルに満たないもので、専用袋による 排出困難なものについては、粗大ごみのうちその他の小型区分又は多量ごみの小型区分による。

別 表

備考

- 1 ごみ処理手数料の算出に当たって<mark>処理した</mark>量に基礎単位未満の端数があるときは、これを|1 ごみ処理手数料の算出に当たって排出量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎 単位の量とみなして計算する。
 - | 2 別表の各号の分類により難いものについては、その形状、体積、重量等を勘案し、類似する ものの区分による。